

第2節 在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備

県民ができる限り住み慣れた地域・家庭で安心して医療や福祉のサービスを受けられる体制整備を進めます。また、本人の意向を十分に尊重した人生の最終段階における医療の充実を目指します。

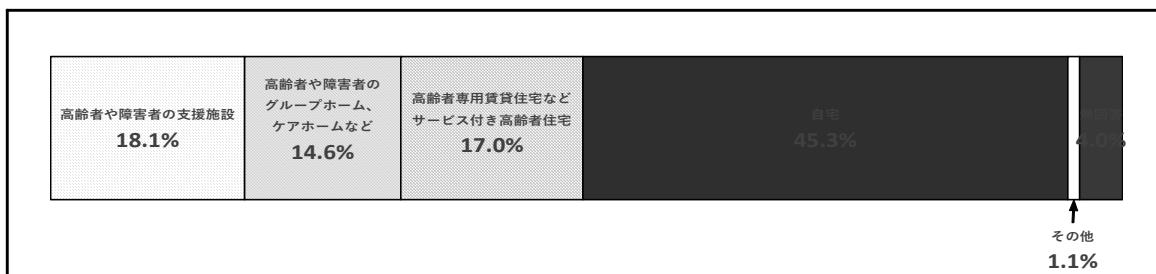
1 在宅医療の体制整備

【現状と課題】

ア 在宅医療を取り巻く状況

- 急性期医療を終えた回復期・慢性期患者の受け皿として、生活の質を重視した在宅医療のニーズはますます高まっています。
- 急速な高齢化の進行により、慢性疾患患者や要介護認定者が急増しており、本県の在宅介護サービス利用者数は平成12年10月の35,823人から令和4年10月現在、57,464人に増加しています。
- 口腔ケアが誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔の健康と全身の健康は関係があることが報告されており、歯科医療と介護との連携の強化が課題となっています。
- 訪問歯科診療の認知度については、向上してきているが、施設での定期歯科健診の実施状況は低く、定期的な口腔管理について理解が低い状況にあります。
- 加齢による合併症への多剤併用傾向から重複投薬・相互作用のリスクが増大します。
また、視覚・嚥下能力・加齢等による身体機能の低下した患者には、個々の生理機能等に応じた処方・調剤・服薬管理及び服薬方法の適切な支援が必要となります。
- 小児医療において、N I C U等の長期入院児は減少してきていますが、N I C U等の退院後も引き続き医療的ケアが必要な障害児等が在宅（施設を含む）へ移行する症例も一定数あります。
- 精神科急性期医療の進歩に伴い、本県も新規の入院患者の1年未満の退院率が高くなっています。訪問看護の利用者も年々増加しています。
- 「令和4年度県民保健医療意識調査」によると、多くの人が、できる限り住み慣れた自宅等での療養を望んでいます。
- 新興感染症発生・まん延時には、地域の保健所や市町村、医療や介護・福祉関連団体と連携の上、必要な医療・介護等サービスが継続・確保されるよう、必要な対策を講じる必要があります。

【図表6-2-1】20歳以上の男女が入院以外の医療や介護を受けたい場所



[令和4年度県民保健医療意識調査]

イ 在宅医療の提供体制

- 在宅医療を担う県内の医療施設数（人口10万対）は，在宅療養支援病院・診療所，歯科診療所については，多い状況です。

【図表6-2-2】在宅療養支援病院等数(人口10万対)

(単位：箇所)

| 区分 | 在宅療養支援病院・診療所数 | 在宅療養支援歯科診療所数 | 訪問薬剤管理指導実施薬局数 | 麻薬小売業免許取得薬局数 |
|----|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 本県 | 20.8 | 7.1 | 31 | 46.8 |
| 全国 | 13.3 | 6.8 | — | — |

[令和4年度版医療計画作成支援データブック（令和3年3月末時点診療報酬施設基準），県薬務課調べ]

- 本県の24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数（人口10万対）は，圏域で差がみられます。令和3年調査において，高齢者人口千人当たりの訪問看護利用実人員は17.3人で，全国26.1人より少なくなっています。
- N I C U等を退院し，引き続き医療的ケアが必要な障害児等が，生活の場で医療や療育の支援を受けながら成長できるよう，保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関が相互に連携した支援を実施することが必要です。
- 小児の訪問看護に取り組む訪問看護ステーションは年々増加し，令和5年9月調査においては，197か所のうち87か所のステーションが「既に取り組んでいる・依頼があれば対応する」と回答しています。
- 精神障害者の訪問看護は，障害者総合支援法による自立支援医療費（精神通院医療）として実施されており，障害福祉サービスや介護保険サービス等との連携が不可欠となっています。

【図表6-2-3】訪問看護ステーションの対象別対応状況

(単位：人)

| 区分 | 時点 | 鹿児島医療圏 | 南薩医療圏 | 川薩医療圏 | 出水医療圏 | 姶良・伊佐医療圏 | 曾於医療圏 | 肝属医療圏 | 熊毛医療圏 | 奄美医療圏 | 県計 |
|-----------------------------|---------|--------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 訪問看護事業所数 | 令和5年4月 | 102 | 11 | 13 | 13 | 30 | 8 | 16 | 6 | 14 | 213 |
| 人口10万人対 | | 15.0 | 8.1 | 11.0 | 15.2 | 12.6 | 9.8 | 10.2 | 14.0 | 12.7 | 12.9 |
| 24時間体制にかかる加算を申請している事業所※ | 令和4年12月 | 90 | 10 | 12 | 10 | 27 | 6 | 13 | 4 | 10 | 182 |
| 人口10万人対 | | 13.5 | 8.0 | 10.7 | 12.4 | 11.6 | 8.0 | 8.7 | 10.1 | 9.6 | 11.5 |
| 小児の訪問看護に対応する事業所 | 令和5年9月 | 37 | 5 | 7 | 3 | 11 | 5 | 10 | 5 | 4 | 87 |
| 年少人口10万人対 | | 44.3 | 38.0 | 49.0 | 30.7 | 34.5 | 58.4 | 51.5 | 105.1 | 28.6 | 43.6 |
| 自立支援医療の指定を受けている事業所 | 令和5年5月 | 50 | 3 | 8 | 6 | 13 | 2 | 10 | 1 | 9 | 102 |
| 人口10万人対 | | 7.5 | 2.4 | 7.1 | 7.4 | 5.6 | 2.7 | 6.7 | 2.5 | 8.6 | 6.4 |
| 24時間体制を取っている事業所の従業者数人口10万人対 | 令和2年12月 | 91.2 | 35.4 | 49.8 | 39.8 | 63.0 | 45.5 | 53.6 | 60.8 | 59.9 | 68.2 |

※ 緊急時訪問看護加算

[県高齢者生き生き推進課・障害福祉課・子ども家庭課作成]

- 医療上のニーズへの対応や介護者のレスパイト^{*1}などで利用する短期入所サービス事業所数（人口10万対）は、生活介護及び療養介護とともに全国よりも多くなっていますが、生活介護の利用件数は、全国より少なくなっています。

【図表6-2-4】短期入所サービス事業所数と利用件数

(単位：箇所、件)

| 区分 | | 事務所数 | | | 利用件数 | | |
|----|--------|----------|----------|--------|----------|----------|---------|
| | | 短期入所生活介護 | 短期入所療養介護 | 計 | 短期入所生活介護 | 短期入所療養介護 | 計 |
| 本県 | 数 | 194 | 113 | 307 | 3,206 | 777 | 3,983 |
| | 人口10万対 | 12.2 | 7.1 | 19.3 | 201.9 | 48.9 | 250.8 |
| 全国 | 数 | 11,790 | 5,068 | 16,858 | 297,173 | 40,796 | 337,968 |
| | 人口10万対 | 9.3 | 4.0 | 13.4 | 235.6 | 32.3 | 267.9 |

[令和3年介護サービス施設・事業所調査、令和4年介護保険事業状況報告]

*1 レスパイト：在宅ケアをしている家族を癒やすために、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図つてもらう家族支援サービス

- 「令和4年度県医療施設機能等調査」に回答した医療機関のうち，在宅医療を実施している医療機関（在宅患者診療・指導料算定機関）は30.8%となっています。

【図表6-2-5】在宅患者診療・指導料の算定状況 (単位：箇所(%))

| 区分 | 回答施設数 | 実施 | 未実施 | 無回答 |
|-------|-------|------------|------------|------------|
| 病院 | 161 | 59 (36.6) | 79 (49.1) | 23 (14.3) |
| 有床診療所 | 206 | 72 (35.0) | 100 (48.5) | 34 (16.5) |
| 無床診療所 | 679 | 191 (28.1) | 320 (47.1) | 168 (24.7) |
| 合計 | 1,046 | 322 (30.8) | 499 (47.7) | 225 (21.5) |

[令和4年度県医療施設機能等調査]

- 「在宅医療の体制構築に係る指針（令和5年3月31日付け 医政地発0331第14号）」を踏まえて、個々の役割や医療機能、それを満たす関係機関、さらに関係機関相互の連携により在宅医療が円滑に提供される体制を構築する必要があります。
また、地域における多職種連携を図りながら、24時間体制で在宅医療が提供されることが重要であるため、在宅医療において積極的役割を担う医療機関や在宅医療に必要な連携を担う拠点を本計画に位置付けることが必要です。
- 在宅医療の推進に当たっては、地域の実情を勘案して関係市町村が連携した広域的な体制づくりとともに、多職種が連携するための研修等の実施によるネットワーク化が望まれています。

ウ 地域医療構想を踏まえた在宅医療等の追加的需要

- 地域医療構想における令和7（2025）年の在宅医療等の必要量（医療需要）は、県計で27,207（人/日）（第7章第3節「3 病床の必要量（必要病床数）」参照）です。
- 2025年に向けて地域医療構想を推進するためには、慢性期機能から介護施設、在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適正に受け皿の整備がなされる必要があります。
- なお、介護施設、在宅医療等の追加的需要については、厚生労働省から示されたデータをもとに、以下のとおり推計しました。

【図表6-2-6】令和8（2026）年及び令和11（2029）年に見込まれる在宅医療等の追加的需要
(単位：人／日)

| 二次保健医療 圏 | 地域差縮減分 の特例の有無 | 令和8年 R6～R8で生じる追加的需要 | | | 令和11年 R6～R11で生じる追加的需要 | | |
|-------------|------------------|------------------------|----------------|-----------------|--------------------------|----------------|-----------------|
| | | 在宅医療の 追加的需要 | 介護施設の 追加的需要 | 居宅サービス 追加的需要 | 在宅医療の 追加的需要 | 介護施設の 追加的需要 | 居宅サービス 追加的需要 |
| 鹿児島 | 特例地域 | 209.43 | 154.00 | 252.55 | 358.00 | 263.24 | 431.71 |
| 南薩 | 特例地域 | 61.32 | 45.09 | 73.94 | 102.30 | 75.22 | 123.37 |
| 川薩 | 特例地域 | 31.78 | 23.37 | 38.32 | 55.48 | 40.79 | 66.90 |
| 出水 | 特例地域 | 17.27 | 12.70 | 20.82 | 29.90 | 21.99 | 36.06 |
| 姶良・伊佐 | 特例地域 | 88.76 | 65.26 | 107.03 | 150.60 | 110.74 | 181.61 |
| 曾於 | 特例地域 | 24.04 | 17.68 | 28.99 | 36.45 | 26.80 | 43.95 |
| 肝属 | 特例地域 | 27.64 | 20.32 | 33.33 | 44.45 | 32.68 | 53.60 |
| 熊毛 | | 0.95 | 0.70 | 1.15 | 0.95 | 0.70 | 1.15 |
| 奄美 | 特例地域 | 29.95 | 22.02 | 36.11 | 46.51 | 34.20 | 56.09 |
| 県合計 | | 491.13 | 361.13 | 592.25 | 824.65 | 606.36 | 994.43 |

(注1) 厚生労働省「療養病床及び一般病床に係る基準病床数について（参考）」（令和5年7月31日付け及び令和5年9月4日送付）を基に県高齢者生き生き推進課で算出

(注2) 特例地域：地域医療構想において、慢性期病床の地域差の解消までの期間について、一定の要件に該当する場合、特例としてその目標達成年次を2025年から2030年とすること。本県の場合、熊毛圏域以外の8圏域が該当する。

(注3) 在宅医療等の追加的需要：病床の機能分化、連携の推進により生じる追加的な在宅医療・介護施設等の需要のこと。基本的に療養病床からの移行によるものとされる。

【施策の方向性】

ア 在宅医療連携体制の整備

- 在宅療養者の多様なニーズに対応できるよう、県では協議会を設置し、関係団体の相互の連携を図り、市町村の在宅医療・介護の包括的かつ継続的な提供体制の推進を図ります。
- 医療・介護の多職種協働や連携による高齢者等の状態に応じた包括的かつ継続的なサービス提供ができるよう、訪問看護師等の人材育成に努めます。
- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者ができる限り住み慣れた場所で生活できるよう、市町村や関係団体と連携し、医療・介護関係者に対する多職種協働に係る研修や県民への在宅医療・介護に関する普及啓発の充実・強化に努めます。
- また、日常の療養支援や急変時の対応、看取りを支える訪問看護ステーションについて、訪問看護の質の向上や事業所の基盤強化を支援します。
- 在宅歯科医療等を提供できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、在宅歯科医療を担う人材育成を行います。

- 医療的ケアが必要な障害児等に係る個々の心身の状況を踏まえ、家族の負担を減らし、生活の場で適切な支援が受けられるよう、必要な人材の育成や障害福祉サービス等への働きかけ・支援に努めるとともに、小児訪問看護の取組促進を図ります。
- N I C U 等入院中から、保健所、市町村、医療機関等が連携し、円滑な在宅移行に向けて退院支援を行うとともに、在宅移行後においても、児やその家族が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。
- 今後、精神障害者の急性期医療体制整備が進むことによる入院期間の短縮化や、長期入院者の地域移行が促進されることを踏まえると、退院した精神障害者の地域生活を維持するためには、訪問看護の充実が重要であることから、様々なニーズに対応可能な質の高い訪問看護ステーションの確保を促進し、さらなる体制整備に努めます。
- 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援や在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行う等の病院・診療所を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付け、在宅医療連携体制の整備を促進します。
- 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図るとともに、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要であることから、同事業の実施主体である市町村と委託先となっている郡市医師会を「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置付け、在宅医療連携体制の整備を促進します。
- 災害時は、医療機関間や訪問看護事業所間等、また医療機関、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等の関係機関間、市町村や県との連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が作成した手引きや媒体等を活用しながら、業務継続支援計画（BCP）の策定を推進します。
- 介護サービス事業所等の I C T 導入支援等を進めます。
- 介護分野のD X化により、市町村において様々なデータの利活用が推進され、介護が効果的かつ効率的に提供されるよう支援に努めます。
また、医療と介護のD Xによる連携については、今後とも、国の議論を注視し具体的な内容やスケジュール等について把握に努め、関係機関とも情報共有してまいります。

イ 退院に向けての支援

二次保健医療圏域ごとの入退院調整ルールの定着を図っていくとともに、患者の状況やニーズに応じ、入院から在宅への切れ目のない医療が提供されるよう I C T も活用した関係者のネットワークの構築に努めます。

ウ 急変時の対応

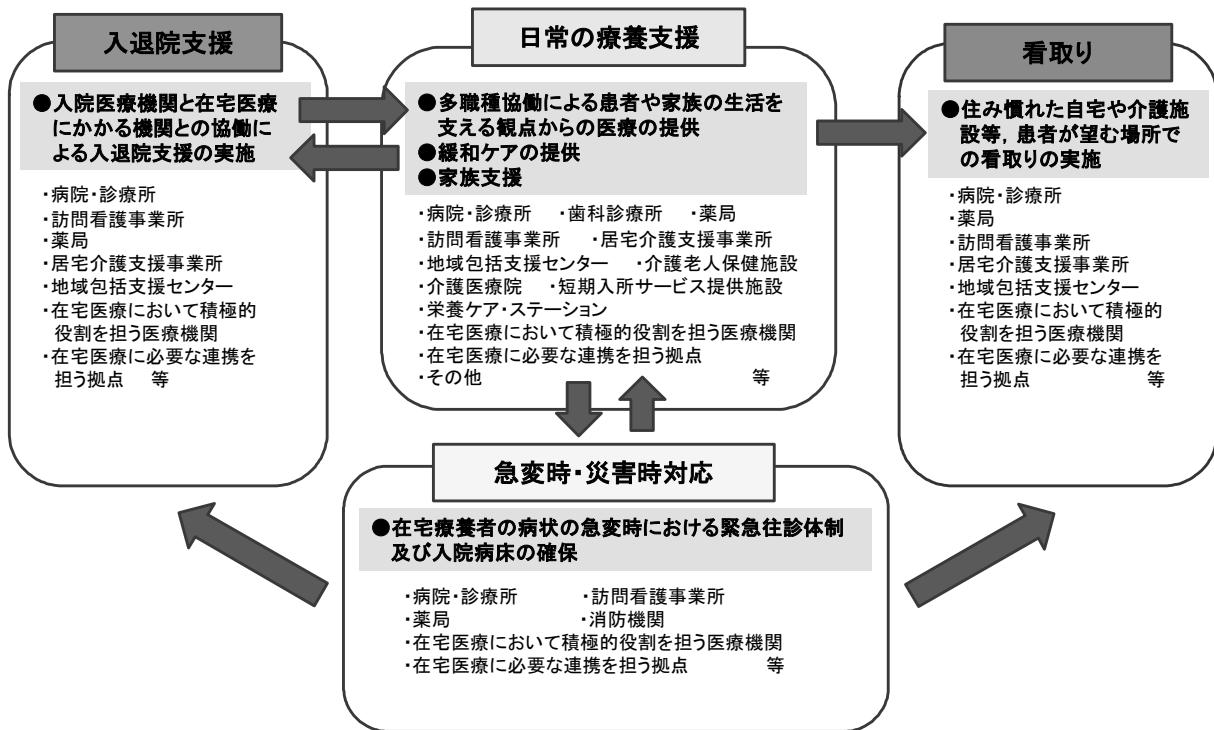
- 在宅療養者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション、消防機関及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携体制の構築を支援します。
- 医療・介護・消防関係者が円滑に連携することによって急変時にも高齢者本人の意思を最

大限に踏まえた対応が実施されるよう、取組事例の情報提供等を通じ、市町村における連携体制の構築を支援します。

エ 在宅医療に関する普及啓発

病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等相互間の機能の分担と業務の連携状況を明らかにしながら、在宅医療に関する県民への情報提供や普及啓発を図ります。

【図表6-2-7】在宅医療の連携体制図



[県高齢者生き生き推進課作成]

【図表6-2-8】在宅において積極的役割を担う医療機関の考え方

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の県における考え方

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」在宅医療の体制構築に係る指針 より
(令和5年3月31日付け厚生労働省通知)

目標

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・ 患者の家族等への支援を行うこと

求められる事項

- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受け入れを行うこと

位置づけを想定している医療機関

在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることを想定。



本県の考え方

上記国指針により「在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置づけることが想定される」に基づき、下記の医療機関を調査対象とし、希望のあった医療機関を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に位置付け、第8次鹿児島県保健医療計画に掲載する。

【調査対象となる医療機関】

- ・ 在宅療養支援病院区分1・2を有する病院
- ・ 在宅療養支援診療所区分1・2を有する診療所

※ 区分1・2のない熊毛保健医療圏域は区分3を有する病院・診療所

【図表6-2-9】在宅において積極的役割を担う医療機関一覧

(令和5年6月調査時点)

| 二次保健医療圏域 | 医療機関名 | 住所 | 電話番号 | 備考 |
|----------|------------------------|-------------------------------|---------------|------|
| 鹿児島 | かわら記念クリニック | 鹿児島市吉野町5 3 9 7 - 3 | 099-243-5500 | |
| | 新杏クリニック | 鹿児島市宇宿3丁目4 1番1号 | 099-257-2255 | |
| | きいわ浜田クリニック | 鹿児島市喜入町6 0 7 4番地1 | 0993-45-0077 | |
| | 五反田内科クリニック | 鹿児島市薬師二丁目7番6 2号 | 099-259-2038 | |
| | 明輝会クリニック | 鹿児島市川上町2 7 5 0番地1 8 | 099-244-1500 | |
| | ふるたクリニック | 鹿児島市宇宿9丁目6番5号 | 099-275-9077 | |
| | ことといクリニック | 鹿児島市甲突町2 4番1 6号 | 099-224-7719 | |
| | ひさまつクリニック | 鹿児島市上之園町2 1番地7 湖城ビル1 F | 099-298-1230 | |
| | 吉野東ホームクリニック | 鹿児島市吉野町5 2 0 8番地1 | 099-295-0555 | |
| | うえの内科・循環器内科クリニック | 鹿児島市山下町8番3号3階 | 099-295-6677 | |
| | ナカノ在宅医療クリニック | 鹿児島市伊敷三丁目1 4番8号 | 099-218-3300 | |
| | かごしまオハナクリニック | 鹿児島市鴨池新町6番4号 2階 | 099-263-8787 | |
| | レンデン在宅クリニック | 鹿児島市武二丁目1 7番1号 ソフィア武1 0 1 | 080-1711-3147 | 小児のみ |
| | じもほんじ医院 | 鹿児島市小松原一丁目5 0番2 2号 上村ビル1 0 1号 | 099-210-5860 | |
| | てれじあ診療所 | 鹿児島市真砂町3 4番6号 2 0 2 | 080-9002-7378 | |
| | 社会医療法人 愛仁会 植村病院 | 鹿児島市伊敷2丁目1 - 2 | 099-220-1730 | |
| | 小田代病院 | 鹿児島市荒田1丁目2 5番6号 | 099-253-8111 | |
| | 健翔会病院 | 鹿児島市東郡元町5番1 0号 | 099-253-0171 | |
| | 玉水会病院 | 鹿児島市下伊敷1 - 1 - 5 | 099-223-3330 | |
| | いづろ今村病院 | 鹿児島市堀江町17番1号 | 099-226-2600 | |
| | 久保内科 | 日置市伊集院町猪鹿倉9 6 - 5 | 099-272-2527 | |
| | みゆきクリニック | 日置市日吉町日置3 9 0 - 1 | 099-246-8707 | |
| | 伊作田診療所 | 日置市東市来町長里3 5 1 - 1 1 | 099-274-8480 | |
| 南薩 | 社会医療法人聖医会 ササン・リージョン病院 | 枕崎市緑町2 2 0番地 | 0993(72)1351 | |
| | 南記念クリニック | 指宿市大牟礼三丁目2 4 - 1 5 | 0993(23)3730 | |
| | 医療法人 浩然会 指宿浩然会病院 | 指宿市十町1 1 3 0 | 0993(22)3295 | |
| | 指宿さがら病院 | 指宿市湯の浜一丁目1 1 - 2 9 | 0993-22-3079 | |
| 川薩 | 医療法人恵愛会 上村病院 | 薩摩川内市東開闢町9 - 22 | 0996-23-3185 | |
| 出水 | つかさとクリニック | 出水市下知識町1 5 1 8 - 1 | 0996-67-5560 | |
| | 来仙医院 | 出水市野田町下名6 9 0 9番地 | 0996(84)2005 | |
| | 三慶医院 | 出水市上鶴淵1 9 6 6 | 0996-63-2333 | |
| 姶良・伊佐 | 医療法人 鵜木医院 | 霧島市国分中央3 - 1 9 - 1 5 | 0995(45)0011 | |
| | 吉満内科クリニック | 霧島市隼人町松永3 3 0 6 - 1 | 0995-42-8880 | |
| | 国分生協病院 | 霧島市国分中央三丁目3 8番1 4号 | 0995-45-4806 | |
| 曾於 | 藤後クリニック | 志布志市志布志町志布志一丁目1 1番1 2号 | 099-472-1237 | |
| | 志布志中央クリニック | 志布志市志布志町志布志1 2 9 0番地1 | 099-472-3100 | |
| 肝属 | 的場クリニック | 鹿屋市大浦町1 3 3 0 4番地8 | 0994-45-7282 | |
| | 音和クリニック | 鹿屋市寿五丁目2 5番9号 | 0994-36-8863 | |
| | 池田病院 | 鹿屋市下祇川町1 8 3 0番地 | 0994(43)3434 | |
| | 垂水市立医療センター 垂水中央病院 | 垂水市錦江町1番地1 4 0 | 0994(32)5211 | |
| 熊毛 | 和田医院 | 屋久島町宮之浦2 1 7 | 09974(2)1322 | |
| | 屋久島尾之間診療所 | 屋久島町尾之間1 3 6 - 6 | 0997-47-3277 | |
| | ともファミリークリニック | 熊毛郡南種子町中之上3 0 3 8番地2 | 0997-24-1129 | |
| | 社会医療法人 義順顕彰会 種子島医療センター | 西之表市西之表7 4 6 3 | 0997-22-0960 | |
| | 医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院 | 屋久島町宮之浦2 4 6 7 | 0997-42-2200 | |
| 奄美 | 朝沼クリニック | 奄美市名瀬石橋町7 - 1 | 0997-55-1555 | |
| | むかいクリニック | 奄美市名瀬小浜町2 4 - 1 0 | 0997-55-1777 | |
| | 奄美市笠利国民健康保険診療所 | 奄美市笠利町中金久4 5 | 0997-63-0011 | |
| | 記念クリニック奄美 | 奄美市笠利町節田字大湊1 4 5 0 - 1 | 0997-55-2271 | |
| | ファミリークリニック ネリヤ | 奄美市名瀬和光町31番地14 | 0997-57-7177 | |
| | 大島郡医師会病院 | 奄美市名瀬小宿苗代田3 4 1 1 | 0997(54)8111 | |
| | 奄美中央病院 | 奄美市名瀬長浜町1 6番5号 | 0997-52-6565 | |
| | 国民健康保険 大和 診療所 | 大島郡大和村大棚大町420 | 0997(57)2053 | |
| | 南大島診療所 | 大島郡瀬戸内町阿木名字重袋1975番 | 0997-72-0107 | |
| | かけらまぐるぐるクリニック | 大島郡瀬戸内町瀬相1 0 0番地 | 0997-75-0690 | |
| | 瀬戸内徳洲会病院 | 大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキン原1358-1 | 0997-73-1111 | |
| | 肥後 医院 | 大島郡龍郷町赤尾木1 4 8 5 | 0997(62)3023 | |
| | 医療法人 徳洲会 喜界徳洲会病院 | 大島郡喜界町湾字前金久3 1 5 | 0997(65)1100 | |
| | 宮上病院 | 大島郡徳之島町亀津7 2 6 8 | 09978(2)0002 | |
| | 医療法人 徳洲会 徳之島徳洲会病院 | 大島郡徳之島町亀津7 5 8 8 | 0997-83-1100 | |
| | 朝戸医院 | 大島郡和泊町和泊1 4 | 0997(92)1131 | |
| | 沖永良部徳洲会病院 | 大島郡知名町瀬利覚2 2 0 8 | 0997(93)3000 | |

[県高齢者生き生き推進課作成]

【図表6-2-10】在宅医療に必要な連携を担う拠点の考え方



[県高齢者生き生き推進課作成]

【図表6-2-11】在宅医療に必要な連携を担う拠点一覧

(令和5年6月調査時点)

市町村

| 二次保健医療圏域 | 市町村名 |
|----------|---------|
| 鹿児島 | 鹿児島市 |
| | 日置市 |
| | いちき串木野市 |
| | 三島村 |
| | 十島村 |
| 南薩 | 枕崎市 |
| | 指宿市 |
| | 南さつま市 |
| | 南九州市 |
| 川薩 | 薩摩川内市 |
| | さつま町 |
| 出水 | 阿久根市 |
| | 出水市 |
| | 長島町 |
| 姶良・伊佐 | 霧島市 |
| | 伊佐市 |
| | 姶良市 |
| | 湧水町 |
| 曾於 | 曾於市 |
| | 志布志市 |
| | 大崎町 |
| 肝属 | 鹿屋市 |
| | 垂水市 |
| | 東串良町 |
| | 錦江町 |
| | 南大隅町 |
| | 肝付町 |
| 熊毛 | 西之表市 |
| | 中種子町 |
| | 南種子町 |
| | 屋久島町 |
| 奄美 | 奄美市 |
| | 大和村 |
| | 宇検村 |
| | 瀬戸内町 |
| | 龍郷町 |
| | 喜界町 |
| | 徳之島町 |
| | 天城町 |
| | 伊仙町 |
| | 和泊町 |
| | 知名町 |
| | 与論町 |

都市医師会

| 二次保健医療圏域 | 都市医師会名 |
|----------|------------|
| 鹿児島 | 鹿児島市医師会 |
| | いちき串木野市医師会 |
| 川薩 | 川内市医師会 |
| | 薩摩郡医師会 |
| 出水 | 出水郡医師会 |
| | 姶良地区医師会 |
| 肝属 | 曾於医師会 |
| | 鹿屋市医師会 |
| 奄美 | 肝属郡医師会 |
| | 奄美大島郡医師会 |

[県高齢者生き生き推進課作成]

【図表6-2-12】在宅医療の医療連携体制

| 医療機能 | 【入退院支援】 | | 【日常の療養支援】 | | | | | |
|--|---|--|--|-----------|-----------|--|--|--|
| 目標 | 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること | | 患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む。)が多職種協働により、可能な限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること | | | | | |
| 関係機関 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">入院医療機関</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">在宅医療に係る機関</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">在宅医療に係る機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター </td><td style="padding: 5px;"> ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑧在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 </td><td style="padding: 5px;"> ⑩短期入所サービス提供施設 ⑪地域密着型サービス事業所 ⑫介護医療院 </td></tr> </tbody> </table> | | 入院医療機関 | 在宅医療に係る機関 | 在宅医療に係る機関 | ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター | ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑧在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 | ⑩短期入所サービス提供施設 ⑪地域密着型サービス事業所 ⑫介護医療院 |
| 入院医療機関 | 在宅医療に係る機関 | 在宅医療に係る機関 | | | | | | |
| ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④薬局 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑦居宅介護支援事業所 ⑧地域包括支援センター | ①病院・診療所 ②歯科診療所 ③訪問看護事業所 ④訪問リハビリテーション ⑤通所リハビリテーション ⑥薬局 ⑦在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑧在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑨居宅介護支援事業所 ⑩地域包括支援センター ⑪訪問介護事業所 ⑫通所介護事業所 | ⑩短期入所サービス提供施設 ⑪地域密着型サービス事業所 ⑫介護医療院 | | | | | | |
| 役割 | ①退院支援担当者等を配置している。 ②関連職種が入院初期から退院後の生活を見据えて支援している。 ③各患者に対する在宅医療及び介護の資源の調整を行っている。 ④退院前カンファレンスや文書・電話等で在宅医療に係る機関との情報共有している。 | | ①在宅療養者のニーズに応じた医療や介護サービスの調整を行っている。 ②医療や介護の関係者間で在宅療養者に関する情報を共有し、連携している。 ③関係機関の相互の連携により在宅療養者のニーズに応じた医療・介護サービスの提供・調整を行っている。 ④医療や介護の関係者が、地域ケア会議等に積極的に参加している。 ⑤地域包括支援センター等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスバイトを含む)を適切に紹介している。 ⑥がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応や専門医療機関への適切な紹介)等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。 ⑦身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理・リハビリ・栄養管理を適切に提供する体制を構築している。 ⑧患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に資する情報を提供するための体制を構築している。 ⑨医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示により、在宅療養患者の病態に応じて、適切な時期にサービスを提供する。 | | | | | |
| 必須 | ①入院当初から、病院等の医師及び看護師、退院支援担当者等が連携を図り、患者の退院後の療養生活を考えた治療等療養支援ができる。 ②院内関係者間に限らず、院外関係者とも連携を図り、協働して退院に向けた支援ができる。 | | ①日常において、他のサービス提供機関とサービス担当者会議や文書等を通じて、在宅療養者及び家族等の情報共有や意見交換を行い、支援体制を構築している。 ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている。 ③多職種が、事例検討会や連絡会等に参加し、それぞれの役割や活動範囲等を把握し、職種間の連携強化に努めている。 ④24時間対応、急変時や看取りにおいて、自分で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制を確保している。 ⑤在宅療養者の個別課題解決にとどまらず、在宅医療を推進するための地域支援ネットワークの構築や地域の課題発見などに資するために、地域包括支援センターや市町村が開催する地域ケア会議を活用する。 ⑥医療や介護のサービス事業所が限られている離島やへき地においては、市町村や地域包括支援センターがNPO・ボランティア等と協働した支え合いの体制を構築できるよう支援を行う。 | | | | | |
| 関係機関に求められる事項 | ①双方の関係者が、カンファレンスやサービス担当者会議への出席や文書等により、療養患者や家族等に関する情報の共有を図る。 ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている。 | | | | | | | |
| 連携方法 | ①退院支援担当者の資質向上のため研修や実習の受講機会を設けていく。 | | ①災害時にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定している。 | | | | | |
| 任意事項 | | | | | | | | |
| 圏域 | 日常生活圏域～二次医療圏域 | | 日常生活圏域～市町村単位（状況に応じて二次医療圏域含む） | | | | | |
| 在宅医療を担うお医い療機関積極的 | 第6章第2節[図表6-2-8, 図表6-2-9]参照 | | | | | | | |
| 連携を担う拠点な | 第6章第2節[図表6-2-10, 図表6-2-11]参照 | | | | | | | |

ポリファーマシー：単に服用する薬剤数が多いのみならず、服用過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態

第6章 地域包括ケア体制の整備充実
第2節 在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備

| 医療機能 | | 【急変時・災害時対応】 | | 【看取り】 | | | | |
|-------------------|--|--|--|---|--|--|--|--|
| 目標 | 患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること | | | 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること | | | | |
| 関係機関 | 在宅医療に係る機関 ①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④消防機関 ⑤在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑥在宅医療に必要な連携を担う拠点 | | 入院医療機関 ①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関 | 在宅医療に係る機関 ①病院・診療所 ②訪問看護事業所 ③薬局 ④在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ⑤在宅医療に必要な連携を担う拠点 ⑥居住介護支援事業所 ⑦地域包括支援センター ⑧訪問介護事業所 ⑨介護老人福祉施設 ⑩グループホーム | 入院医療機関 ①病院・診療所 ②在宅医療において積極的役割を担う医療機関 | | | |
| 役割 | ①急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。 ②急変時、在宅療養者や家族から求めがあった際に、24時間対応可能な体制を確保しているか、又は対応困難な場合でも、地域の拡大も含めて関係機関と連携し、24時間対応が可能な体制を確保している。 ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。 | ①急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要に応じた一時受け入れを行っている。 ②重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している。 ③搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。 | ①人生の最終段階に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。 ②在宅療養者・家族等に対して、医療や介護等に関する適切な情報提供を行っている。 ③介護施設等による看取りを必要に応じ支援している。 ④本人と家族が医療と介護の両方を視野に入れ、利用者の状態の変化に対応し、最期を支えられる訪問看護の体制を整備している。 | ①人生の最終段階に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。 ②患者・家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行っている。 ③在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れている。 | | | | |
| 必須事項 | 関係機関に求められる事項 連携方法 | ①症状悪化の早期発見ができるようサービス提供者間で個別の情報を共有できる体制がある。 ②急変時の支援体制について個々の在宅療養者に応じ、関係医療機関等と事前に機能連携、機能分担を整理しておく。 | ①24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある。 ②緊急時受入の申出に円滑な受入ができるよう医療機関内の連携体制を整備する。 ③患者・家族の状況や治療に対する意向を十分ふまえた支援ができる。 ④在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院は、地域の在宅医療に係る機関と事前に連携し、円滑な診療体制の確保に努めている。 | ①在宅療養者自身が人生の最終段階の迎え方にについて自己決定できるよう、本人及び家族等に対し、必要な支援をしている。 | ①24時間対応、急変時や看取りにおいて、独自で対応できるか、又は他医療機関との連携により対応できる体制がある。 ②急性期医療とは異なり、患者・家族の望む療養に沿った支援ができる。 | | | |
| 任意事項 | | ①急変時に円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している。 ②急変時対応後に、カンファレンス等により在宅医療と医療機関等間の情報の共有を図り、在宅医療再開の支援を始めている。 ③日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている。 | ①急変時や看取りにおいて、円滑な連携が出来るよう、双方の対応窓口や担当者を確認・明示している。 ②日頃からお互いに、報告・連絡・相談等を積極的に行い、顔の見える関係づくりに努めている。 | | | | | |
| 圏域 | 日常生活圏域～二次医療圏域 | | 日常生活圏域～二次医療圏域 | | | | | |
| 在宅割医療とうまい機関連携を積極的 | 第6章第2節[図表6-2-8, 図表6-2-9]参照 | | | | | | | |
| 在宅医療を担う拠点 | 第6章第2節[図表6-2-10, 図表6-2-11]参照 | | | | | | | |

[県高齢者生き生き推進課作成]

2 人生の最終段階における医療の体制整備

【現状と課題】

ア 人生の最終段階における医療の現状

- 本県の総死亡数は、平成12年の16,993人から令和4年の23,925人に、22年間で約7,000人増加しています。今後、75歳以上の後期高齢者の増加が予想されることから、高齢者世帯の動向や医療ニーズ等を踏まえ、人生の最終段階における医療提供のあり方を検討する必要があります。
- 国においては、人生の最終段階における医療のあり方について、患者、医療従事者とともに広くコンセンサスが得られる基本的な点を確認し、それをガイドラインとして作成、平成27年には「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」として改定しました。
- 「令和4年度県民保健医療意識調査」によると、約4割の県民が住み慣れた自宅等で最期を迎えると望んでいる一方、実際に自宅で亡くなった人は12.4%となっています。

【図表6-2-13】実際の死亡場所

(単位：%)

| 区分 | 医療機関 | 介護老人保健施設 | 自宅 | その他 |
|----|------|----------|------|-----|
| 本県 | 70.7 | 5.0 | 12.4 | 2.1 |
| 全国 | 65.8 | 3.9 | 17.4 | 1.8 |

[令和4年人口動態調査]

- 「令和4年度県民保健医療意識調査」によると、自分の死が近い場合の医療について話し合っている県民の割合は、35.4%となっています。
- 国の「令和4年度人生の最終段階における医療に関する意識調査」によると、人生の最終段階における医療、療養についてこれまでに御家族や医療介護関係者と話し合ったことのある者の割合は29.9%となっています。
- 人生の最終段階において、自宅や施設、医療機関のどこにおいても、看取りを含めた医療・ケアが本人の望むものとなるよう、医療・介護関係者に対するACP^{*1}（アドバンス・ケア・プランニング）に係る知識・技術の向上に向けた取組や県民へのACPに関する普及啓発を進めていく必要があります。

*1 ACP：もしものときのために、自分自身が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組

- 在宅療養を選択している高齢者の急変時にも、本人の意思を最大限に踏まえた対応がされるよう、ACPの取組等によって確認した本人の希望を共有するなど、医療・介護関係者に加え、消防関係者を含めた連携体制の構築が必要です。
- 自宅死の割合においても圏域により差があることから、圏域ごとに地域の実情を把握しての取組が必要です。

イ 人生の最終段階における医療の提供体制

- 本県の在宅看取りを実施している病院数及び診療所数(人口10万対)は全国より多い状況にあります。
また、ターミナルケアに対応する訪問看護ステーション数(人口10万対)は全国を上回っています。

【図表6-2-14】在宅看取りの実施施設等

(単位：箇所)

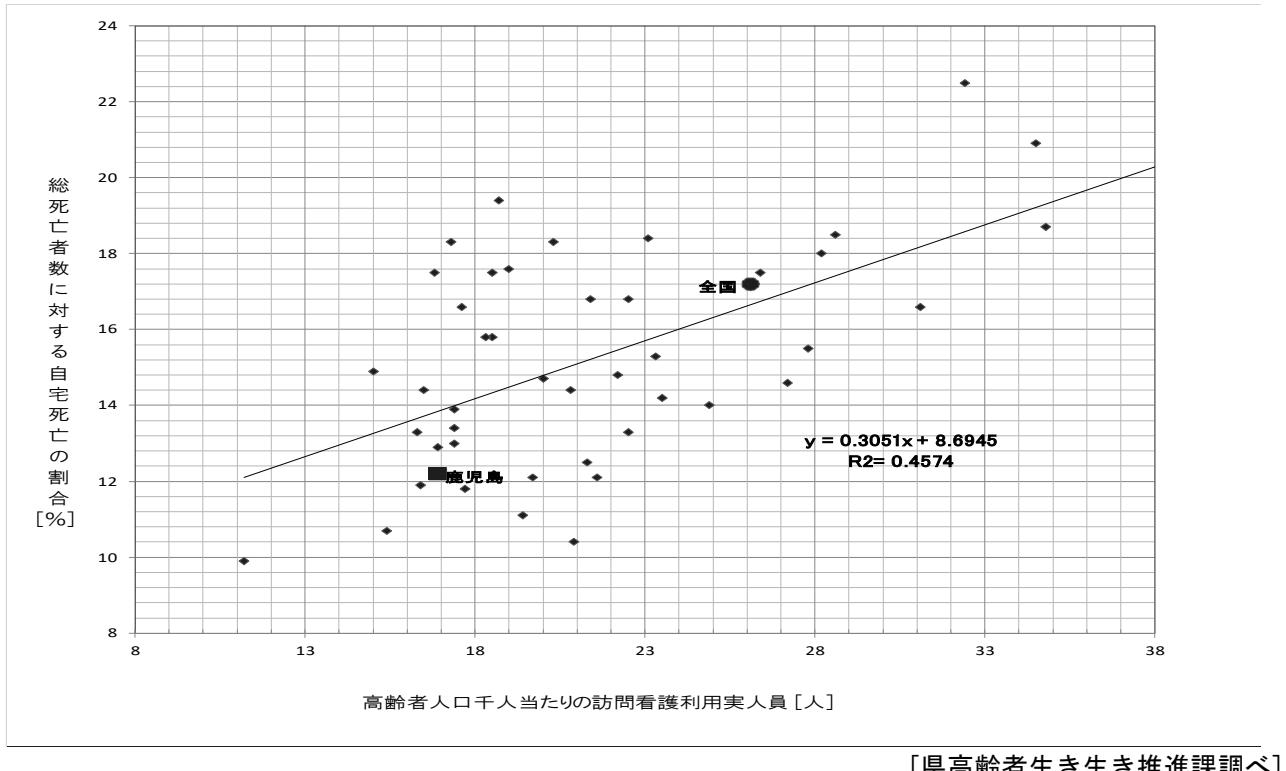
| | 平成27年 | | | 令和2年 | | |
|-------------------------|-------|--------|------------|------|--------|------------|
| | 鹿児島県 | | (参考) 全国 | 鹿児島県 | | (参考) 全国 |
| | 箇所数 | 人口10万対 | 人口10万対 | 箇所数 | 人口10万対 | 人口10万対 |
| 在宅看取りを実施している病院 | 13 | 0.8 | 0.4 | 23 | 1.4 | 0.6 |
| 在宅看取りを実施している診療所 | 40 | 2.4 | 3.4 | 66 | 4.2 | 4.2 |
| ターミナルケアに対応する訪問看護ステーション数 | 106 | 6.4 | 5.2 | 138 | 8.7 | 8.0 |

[令和2年度「在宅医療にかかる地域別データ集」、令和4年度版医療計画作成支援データブック（令和2年介護サービス施設・事業所調査）]

○ 訪問看護の利用状況と自宅死亡の割合の関係をみると、訪問看護利用者数が多い都道府県では在宅で死亡する割合が高い傾向にあります。

本県は、訪問看護利用者数が全国に比べて少なく、在宅で死亡する割合も低い状況にあります。

【図表6-2-15】訪問看護の利用状況と自宅死亡の割合（令和3年）



【施策の方向性】

ア 人生の最終段階における医療が行える体制づくり

人生の最終段階における医療を自宅等において確保するため、対応できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護ステーション等の確保を促進します。

イ 患者、家族等への適切な情報提供・相談体制

患者及び家族等の医療に対する不安や様々な相談に対応するための情報提供や相談体制整備の促進を図ります。

ウ 介護施設等での看取り体制の確保

病院・診療所だけでなく、特別養護老人ホーム、グループホーム等においても、患者及び家族のニーズに応じた看取りを実施できる体制の確保を図ります。

エ 人生の最終段階における医療に係る情報の普及啓発

人生の最終段階において本人の意思を最大限に尊重した医療・ケアが推進できるよう、市町村や関係団体と連携し、医療・介護関係者へのACPに係る知識・技術に関する研修や県民へのACPに関する普及啓発に引き続き取り組みます。